

平成22年度 京都府女性チャレンジオフィス 入居者募集要項

1. 募集の概要

募集区画	2区画（1区画の面積 面積 6.2㎡又は4.8㎡）
募集期間	平成22年2月10日水曜日から3月9日火曜日まで（消印有効）
入居開始	平成22年4月1日木曜日から入居可（予定）

2. 女性チャレンジオフィスの概要

(1) 所在地 京都市南区東九条下殿田町70 京都テルサ東館2階
京都府男女共同参画センター「らら京都」の施設の一室です。

(2) 仕様

専用部分	パーテーションによる区画（6.2㎡×2区画、4.8㎡×3区画） 事務用机、椅子、サイドキャビネット（3段式）、電気コンセント、インターネット回線（光ファイバー。NTT西日本Bフレッツベシックに加入） NTT電話回線（※設置にかかる負担あり） ※パソコン等の事務機器は、各自で準備してください。
共用部分	荷物保管用ロッカー、書架、水屋、FAX・プリンター、シュレッダー

その他、コピー機、印刷機、製本機等、及び商談・会議スペースは男女共同参画センターの設備を利用できます。（一部有料）

3. 入居条件

- (1) 入居期間 1年間 最長3年間入居可能（更新審査有り）
※ 再入居の場合は前入居期間を含めて3年間を上限とする。
- (2) 使用時間帯 午前9時から午後9時30分まで、但し12月29日から1月3日は休館
- (3) 利用料 6.2㎡の区画は月額9,000円、4.8㎡の区画は月額6,750円
※専用部分の面積1㎡あたり月額1,500円（0.5㎡単位で計算し、それ未満は切り捨て。）
※利用料には共益費（光熱費、Bフレッツ利用料等）を含んでいます。
- (4) 敷金・礼金・保証料 徴収しません。
- (5) 利用条件 原則として常駐して活動していただきます。
事業活動の中心となる事務スペースとして使用すること。単に展示、販売の場や倉庫としての使用はできません。

4. 女性チャレンジオフィスについて

(1) 目的

入居期間中に、自らが考える事業計画を実行に移し、試行錯誤を繰り返しながらも、継続できる独自のビジネス・運営スタイルや組織基盤を確立してもらう場として活用いただきます。

(2) 入居対象者

- ① 起業・NPO設立を目指す又は創業・設立間もない、女性又は女性中心のグループ（グループの場合、代表者は女性であること）
- ② 起業においては、将来の売り上げ目標や資金計画を、NPOや社会起業においてはミッ

ション(目的)達成のための組織作りやマネジメントについて、具体的で実効性のある事業計画を立てこれを実行に移そうとしている者

5. 入居者に対する支援

京都府男女共同参画センターのチャレンジ相談や施設利用（一部有料）、京都府女性チャレンジネットワーク会議（(財) 京都産業 2 1、京都商工会議所、きょうとNPOセンターなど14 団体）の構成団体による支援等が受けられます。

6. 入居申込

(1) 申込方法

女性チャレンジオフィスの入居を希望される方は、入居申請書類を平成 2 2 年 3 月 9 日火曜日までに、郵送、FAX 又は eメールで、府男女共同参画センター「チャレンジオフィス担当」あて提出してください。（住所等は（7）参照。郵送の場合当日消印有効です。）

(2) 入居申請書類等

入居申請書（様式 1） 開業後の見通しについて（様式 2）

その他、審査に際し、事業計画等に関する追加資料の提出をお願いする場合があります。

(3) 現地説明会

3 月 1 日（月） 午後 1 時から 2 時まで現地にて行います。（希望者のみ。事前予約不要）

(4) 入居審査

提出書類及び面接により審査を行い、入居者を決定します。

面接日：3 月 1 7 日（水）時間は応募の際にお知らせします。

※やむを得ずご都合の付かない場合はご相談ください。

(5) 審査の指針

別記「女性チャレンジオフィス入居者選定基準」に基づく審査の上、選定します。

(6) 審査結果の通知

審査結果は、平成 2 2 年 3 月下旬に各申請者に通知します。

(7) 問い合わせ先等

問い合わせ、申請書提出先

京都府男女共同参画センター「らら京都」（チャレンジ担当）

〒6 0 1 - 8 0 4 7 京都市南区東九条下殿田町 7 0 京都テルサ東館 2 階

電話 0 7 5 - 6 9 2 - 3 4 3 3 FAX 0 7 5 - 6 9 2 - 3 4 3 6

e-mail info@kyoto-womensc.jp

7. その他

(1) 使用貸借契約等の締結

入居者は、使用貸借契約書を（財）府民総合交流事業団と締結することになります。

(2) 女性チャレンジオフィスの管理運営等

利用料については別途指定する口座へお支払いいただきます。

また、女性チャレンジオフィスの日常的な運営等に関することは、京都府男女共同参画センターが行います。

(3) その他

この要項に定めのない事項については、（1）で締結する使用貸借契約等のほか、別途定める女性チャレンジオフィス利用規則等によります。